



島根県報

平成22年 6 月 25 日 (金)

号外 第 123 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	(総 務 課)	5
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	9
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	10
島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	(")	11
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(文 化 国 際 課)	13
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高 校 教 育 課)	14

公布された条例等のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとする事とした。（第2条関係）

イ 職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができる場合にあって、育児休業をすることができることとする事とした。（第2条関係）

ウ 子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとする事とした。（第2条の2関係）

エ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする事とした。（第3条関係）

オ 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができることとする事とした。（第8条関係）

カ 職員が育児短時間勤務により子を養育しようとする時間において、職員以外の子の親がその子を養育することができる場合にあって、育児短時間勤務をすることができることとする事とした。（第8条関係）

キ 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとする事とした。（第9条関係）

ク 配偶者が育児休業をしている職員についても、部分休業をすることができることとする事とした。（第28条関係）

ケ 職員が部分休業により子を養育しようとする時間において、職員以外の子の親がその子を養育することができる場合にあって、部分休業をすることができることとする事とした。（第28条関係）

コ 引用する条項の整理

サ その他規定の整理

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。イにおいて同じ。）をさせてはならないこととする事とした。（第9条第2項関係）

イ 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該職員の配偶者で当該子の親であるものが常態として当該子を養育することができる場合にあって、時間外勤務の制限の請求をすることができることとする事とした。（第9条第3項関係）

ウ その他規定の整理

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

教職員について(2)に同じ。（第22条の9第2項・第3項関係）

2 施行期日

平成22年6月30日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

(1) 雇用保険法の特例一時金に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正（第8条関係）

改正前	改正後
次のいずれかに該当する者 ア 季節的に雇用される者 イ 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者	季節的に雇用される者

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

(1) 過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受けることができる業種を次のように改めることとした。（第7条関係）

改正前	改正後
製造の事業 ソフトウェア業 旅館業	製造の事業 情報通信技術利用事業 旅館業

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

清算所得課税の廃止に伴う法人の県民税及び法人の事業税の規定の整理（第16条・附則第7項・第9項・第15項・第16項関係）

(2) 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

引用する条項の整理

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を安来市に権限移譲することとした。（第2条の表第36号関係）

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

(1) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者について、授業料及び受講料を納付することを要しないこととする事とした。(第3条・別表第2関係)

(2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 3 条の見出しを「(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項ただし書」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第 5 号中「再度の」を削る。

第 5 条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第 8 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削る。

第 9 条第 1 号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を」に、「始め」を

「始め、」に、「第12条第2号」を「第12条第1号」に改め、同条第4号中「第12条第3号」を「第12条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第17条の表及び第18条の表中「922,000円」を「919,000円」に改める。

第28条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第29条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職

員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 7 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 9 第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、「（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市町村教育委員会は、3 歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 22 条の 7 第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 9 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 9 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第 22 条の 9 第 2 項又は第 3 項の規定による請求を行おうとする教職員は、施行日前においても、教育委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 7 項及び第 8 項中「第38条第 1 項各号のいずれか」を「第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第 4 号中「第56条の 2 第 3 項」を「第56条の 3 第 3 項」に改め、同条第15項第 1 号中「第56条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第56条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第56条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第56条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「以下「過疎地域」を「以下この条において「過疎地域」に、「事業、ソフトウェア業」を「事業、情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。第 2 号において同じ。））」に、「以下この項」を「第 1 号」に、「以下「過疎法省令」を「第 1 号において「過疎法省令」に改め、同項第 2 号中「建物、ソフトウェア業」を「建物、情報通信技術利用事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 7 条第 1 項の規定は、同項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、平成22年 4 月 1 日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例
(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 1 号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第 2 号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第 3 号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第 3 項第 1 号ウ、第 2 号及び第 3 号中「及び清算所得」を削る。

附則第 7 項中「並びに同期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第 9 項中「同項第 1 号の 3」を「同項第 3 号」に改め、「、清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を申告納付すべき法人にあっては解散の日」を削る。

附則第15項中「及び清算所得」を削る。

附則第16項中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

第 2 条 島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第52条第 2 項第 3 号」を「第52条第 2 項第 4 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。
(事業税に関する経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例（次項において「新条例」という。）第16条第 1 項及び第 3 項並びに附則第15項及び第16項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。
(県民税に関する経過措置)
- 3 新条例附則第 7 項及び第 9 項の規定は、施行日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第36号右欄中「益田市」の次に「、安来市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第36号の規定は、この条例の施行の日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「に在学する者は授業料又は受講料」を「の専攻科に在学する者は授業料」に改め、同条第 2 項を削る。

第 7 条の見出しを「（聴講料の納付時期）」に改め、同条第 1 項中「受講料及び」及び「受講科目又は」を削り、同条第 2 項を削る。

第 9 条中「、受講料」を削り、同条ただし書中「又は当該課程」を削り、「、第 6 条」を「及び第 6 条」に改め、「並びに第 7 条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項の規定により減免された受講料及び聴講料」を削る。

附則第 4 項を削る。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 授業料

区 分	年 額
専攻科	118,800円

別表第 2 の 2 の表を削り、別表第 2 の 3 の表から別表第 2 の 5 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の島根県立高等学校等条例（以下この項において「改正前の条例」という。）附則第 4 項の規定により納付を猶予された授業料及び受講料は、改正前の条例第 3 条の規定にかかわらず、納付することを要しない

ものとする。

- 3 平成21年度以前に係る授業料及び受講料については、なお従前の例による。